平成２８年（フ）第４６５号
神奈川県平塚市岡崎1616番地の２
債務者　有限会社ぴゆあポーク
代表者代表取締役　安西　　肇
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上慶一郎
4　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月16日午前10時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４６６号
神奈川県平塚市岡崎1624番地
債務者　株式会社湘南ぴゆあ
代表者代表取締役　音成　洋司
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上慶一郎
4　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月16日午前11時
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第８２号
岩手県北上市下江釣子13地割30番地
債務者　有限会社トキノ
代表取締役　南里　和光
1　決定年月日時　平成28年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　洋平
4　破産債権の届出期間　平成28年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月27日午前10時
盛岡地方裁判所花巻支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１１０号
千葉県木更津市下郡1777番地20
債務者　浅野　　修
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　秀彦
4　破産債権の届出期間　平成28年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第５８号
岐阜県中津川市高山2145番地29
債務者　森　　文男
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　慎也
4　破産債権の届出期間　平成28年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第５９号
岐阜県中津川市高山2145番地29
債務者　森　　美幸
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　慎也
4　破産債権の届出期間　平成28年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１１２号
千葉県木更津市畑沢南１丁目２番50号
債務者　磯部　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤さやか
4　破産債権の届出期間　平成28年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１０７号
青森県三戸郡三戸町大字八日町40番地
債務者　松尾　道郎
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　秀明
4　破産債権の届出期間　平成28年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第４６１号
神奈川県南足柄市中沼353番地１
債務者　府川　武史
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠間圭一郎
4　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４７９号
神奈川県伊勢原市高森７丁目６番地の14　ロイヤルメゾン高森201号
債務者　矢島　　大
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　育子
4　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１５号
千葉県旭市ニ1260―８　石毛アパート、住民票上の住所千葉県香取市小見川5703番地20
債務者　田辺　　忠
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸島　一浩
4　破産債権の届出期間　平成28年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第１６号
千葉県旭市ニ1260―８　石毛アパート、住民票上の住所千葉県香取市小見川5703番地20
債務者　田辺　禮子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸島　一浩
4　破産債権の届出期間　平成28年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第８５９号
京都府向日市寺戸町中野３番地の２　グランシエル寺戸　Ｄ棟117、前住所京都市伏見区羽束師志水町224番地19
債務者　西出　祐一
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口枝見子
4　破産債権の届出期間　平成28年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６６５２号
埼玉県越谷市蒲生西町２―11―12―２―Ｂ福士恵子方、住民票上の住所埼玉県幸手市大字上吉羽1193―１
債務者　若林　浩行
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤まり子
4　破産債権の届出期間　平成28年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
東京地方裁判所民事第20部